



医療の保険



重要事項説明書



【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、タフ・医療の保険に関する重要な事項を説明しております。ご契約される前に必ずお読みいただき、申込書および告知書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約集をご確認ください。

ご不明な点につきましては、**代理店・扱者または弊社まで**お問い合わせください。

▶ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この重要事項説明書は、大きく2つの内容で構成されています。

I 契約概要 のご説明 P.2 ~ P.4

ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 1 商品の仕組みおよび引受条件等 2
- 2 保険料 3
- 3 保険料の払込方法等 4
- 4 団体扱・集団扱のご契約について 4
- 5 満期返れい金・契約者配当金 4
- 6 解約返れい金の有無 4
- 7 先進医療費用補償特約(A)(H22)をセットされる場合 4

この書面における主な用語についてご説明します。

| | |
|----------|---|
| タフ・医療の保険 | 医療補償特約付 健康総合保険のペットネームです。 |
| 被保険者 | 補償の対象となる方をいいます。 |
| 保険金額 | 保険のご契約金額をいいます。 |
| 支払事由 | 弊社が保険金をお支払いする場合をいいます。 |
| 保険年度 | 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。 |
| 傷害(ケガ) | 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいいます。(以下「ケガ」といいます。) |
| 疾病(病気) | 被保険者が被ったケガ以外の身体の障害をいいます。(以下「病気」といいます。) |
| 入院 | 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ※美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査等による入院は含みません。 |
| 医療特約保険料 | 申込書に記載された医療特約保険料(先進医療費用補償特約(A)(H22)の保険料を含みます。)をいいます。 |

II 注意喚起情報 のご説明 P.5 ~ P.7

ご契約に際して、ご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- 1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について) 5
- 2 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) 5
- 3 交通事故傷害死亡保険金受取人の指定 5
- 4 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項) 6
- 5 重大事由による解除 6
- 6 無効、取消し、終了 6
- 7 保険責任開始期 6
- 8 保険金をお支払いできない主な場合 6
- 9 保険料の払込猶予等の取扱い 6
- 10 解約と解約返れい金 6
- 11 保険会社破綻時の取扱い 7
- 12 ご契約の乗換え 7
- 13 入院・手術等をされた場合の手続き 7

その他ご注意いただきたいこと 8

税法上の取扱いについて 8

お客さまに関する情報の取扱い 8

補償の対象外となる疾病コード一覧表 9

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

弊社へのご相談・苦情がある場合は

カスタマーセンター

0120-721101

※受付時間[平日AM9:00~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]

入院・手術等をされた場合は

あんしん24受付センター

0120-985024

※受付時間[365日24時間]

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

弊社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808

※受付時間[平日AM9:15~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]

※通話料はお客さまのご負担となります。

※携帯電話からもご利用いただけます。

※PHS・IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/>

I 契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

タフ・医療の保険(医療補償特約付 健康総合保険)は、保険期間中に被保険者がケガや病気により入院したり手術を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。

2 補償の内容等

(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合



医療補償特約(H22)とこれに自動的にセットされる主な特約の概要について記載しています。詳細は、普通保険約款・特約集の「保険金をお支払いする場合」・「保険金をお支払いできない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

| 補償内容 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|----------------------|---|--|--|--|
| 入院をしたときの補償 | 傷害入院保険金 | | $\text{入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※1 保険金のお支払い限度は次のとおりです。 | 次のいずれかによるケガや病気については、保険金をお支払いできません。 ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・戦争・暴動(注1)、核燃料物質等による事故(注2) ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3) ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・無資格運転、酒酔運転中の事故 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注2) ・精神障害の状態を原因とする事故 ・妊娠または出産(ただし、異常妊娠・異常分娩・産じょ期の異常による場合は補償の対象となります。) ・保険期間開始時前に発生したケガや病気等(注4) ・1回の入院(注5)につき、入院日数が1入院支払限度日数を超えた場合(超えた日数分については保険金をお支払いできません。) |
| | 疾病入院保険金 「ケガ」または「病気」の治療を目的として、入院をされた場合 医療補償特約(H22) | $\text{1回の入院につき} \times \text{1入院支払限度日数が限度となります。}$ $\text{保険期間を通じて} \times \text{通算支払限度日数(1,095日)が限度となります。}$ ※2 上記の支払限度日数は、傷害入院保険金および疾病入院保険金それぞれに適用します。 ※3 傷害入院保険金と疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 | | |
| 入院・手術 手術を受けたときの補償 | 手術保険金 | 「ケガ」または「病気」の治療を目的として、病院等において所定の手術を受けた場合 医療補償特約(H22) | $\text{入院保険金日額} \times 10$ ※1 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ※2 保険金お支払いの対象となる手術は普通保険約款・特約集をご確認ください。 | (注1) テロ行為によって発生したケガに関しては、自動的にセットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) これらの事由により支払事由に該当した被保険者数の増加等がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められた場合には、その程度に応じ、保険金の全額または金額を削減してお支払いすることがあります。 (注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (注4) 保険期間開始時前に発生したケガや病気でも、保険期間開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合または手術を受けた場合には、保険金をお支払いすることができます。 (注5) 2回以上の入院をされた場合でも、それらの入院の原因となるケガまたは病気が同一または医学上重要な関係がある場合には、1回の入院とみなします。ただし、前回の入院の退院日からその日を含めて180日以上経過してから入院をされた場合は別の入院として取り扱います。 |
| | 入院時手術保険金 入院時手術補償特約(H22) | 「ケガ」または「病気」の治療を目的として病院等に入院し、公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けた場合 ※1 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ※2 次の手術は保険金お支払いの対象となりません。 ・上記の手術保険金が支払われる手術 ・上記の手術保険金が支払われる手術と時期を同じくして受けた手術 ・美容整形上の手術 ・病気を直接の原因としない不妊手術 ・診断、検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術 ・抜釘術 ・屈折異常に対する手術 ・歯、歯肉の処置に伴う手術 等 | | |

※1 ご契約時に既に存在していたケガや病気等、保険金お支払いの対象となっていない身体障害の影響により、ケガや病気の程度が大きくなった場合や、ケガや病気の治療を怠ったことによりその程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

※2 上記以外に、次の特約が自動的にセットされます。

| | |
|------|---|
| 補償条件 | 高度障害等による保険料の払込免除に関する特約(H22) 「ケガ」もしくは「病気」により所定の高度障害状態、または「ケガ」により所定の身体障害の状態になった場合、その翌月以降の払込期日に払い込みいただくべき医療特約保険料の払込みが免除されます。詳しくは『3 - 2 保険料の払込免除』をご確認ください。 |
|------|---|

※ ご契約者または被保険者の故意、地震もしくは噴火またはこれらによる津波等、保険料の払込免除ができない場合があります。

(2) 健康状態の告知により補償の対象外となる病気・症状

お申込みの際にご記入いただく告知書のご回答によって特定の病気・症状等を補償の対象外とする条件をつけてご契約いただくことがあります。詳細は『II 注意喚起情報のご説明 8 保険金をお支払いできない主な場合-2』をご確認ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約集をご確認ください。

①ケガや病気の補償

| 補償内容 | 特約名 | お支払いする保険金と特約の概要 |
|-------|---|---|
| 入院・手術 | 三大疾病入院保険金 無制限支払 および 三大疾病 転入院時 一時金 補償特約 (H22) | 三大疾病入院保険金 診断確定されたがん、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として入院をされた場合に、入院日数1日につき三大疾病入院保険金日額をお支払いします。 ※1 三大疾病入院保険金がお支払される期間については、医療補償特約(H22)の入院保険金はお支払いできません。 ※2 支払日数に限度はありません。 |
| | がん入院 保険金 無制限支払 および がん転入院時 一時金 補償特約 (H22) | がん入院保険金 診断確定されたがんの治療を目的として入院をされた場合に、入院日数1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 ※1 がん入院保険金がお支払される期間については、医療補償特約(H22)の入院保険金はお支払いできません。 ※2 支払日数に限度はありません。 |
| | 通院補償 特約 | がん転入院時一時金 がん転入院時一時金 がん転入院時一時金 がん入院保険金をお支払いすべき入院の後、そのがんの治療を目的として他の病院等に転入院された場合に、がん転入院時一時金をお支払いします。 ※支払回数には限度があります。 |
| | 女性 特定疾病 追加入院 保険金支払 特約(H22) | 傷害通院保険金 「ケガ」により、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、かつ事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院された場合に、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。 ※90日のお支払いが限度となります。 |
| 先進医療 | 三大疾病 一時金 補償特約 (H22) | 疾病通院保険金 疾病入院保険金がお支払される場合において、その入院の原因となった「病気」の治療を目的として次のいずれかの期間内に通院されたときに、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。 ①入院開始日の前日以前60日間 ②退院日の翌日以後180日間 ※1回の入院につき、30日のお支払いが限度となります。 |
| | 先進医療費用 補償特約 (A)(H22) | 女性特定疾病追加入院保険金 女性特有の病気やがんで入院をされた場合に、入院日数1日につき女性特定疾病追加入院保険金日額をお支払いします。 ※1回の入院につき、医療補償特約(H22)の入院保険金の1入院支払限度日数が限度となります。(保険期間を通じて1,095日が限度となります。) |
| 先進医療 | 先進医療費用 補償特約 (A)(H22) | 悪性新生物診断保険金(注1) 上皮内新生物診断保険金(注1) 急性心筋梗塞一時金(注2) 脳卒中一時金(注2) がん・急性心筋梗塞・脳卒中を発病した場合に三大疾病一時金額の全額(上皮内新生物診断保険金については20%)をお支払いします。 ※支払回数には限度があります。 (注1) 保険期間開始日からその日を含めて90日を経過した日よりも前にがんが診断確定された場合は保険金をお支払いできません。 (注2) 医師により初めて診察された日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと診断された場合にお支払いします。 |
| | 特約 保険期間 5年間 (自動継続) | 先進医療費用保険金 「ケガ」または「病気」の治療を目的として先進医療を受け、先進医療費用や交通費を負担された場合に、次の①および②の費用をお支払いします。 ①先進医療に要する費用(「保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金」以外の費用をいいます。) ②先進医療を受けるために要した病院等までの交通費(転院・退院時を含みます。) ※各保険年度ごとに、先進医療費用保険金額が限度となります。なお、特約保険期間を通じて(最初のこの特約の保険期間から通算して)、先進医療費用保険金額の5倍が限度となります。 |

②交通事故等による死亡補償(満期返れい金付き)



| 特約名 | 特約の概要 |
|-------------------------------|---|
| 積立利率 変動型 積立保険 特約(注3) | 次の場合に保険金または満期返れい金をお支払いする特約です。 交通事故または建物・交通乗用具事故発生時の積立金(注1)の5倍の火災によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が死亡した場合、交通事故傷害死亡保険金として、交通事故傷害死亡保険金受取人にお支払いします。 |
| | 特約保険期間満了時の積立金(注1)を満期返れい金(注2)として、ご契約者にお支払いします。 ※交通事故傷害死亡保険金をお支払いした場合は、満期返れい金のお支払いはありません。 |

(注1) 積立金および積立利率について

- ①「積立金」とは、保険料の中から満期返れい金等をお支払いするために積み立てた部分について、積立利率に基づいて弊社所定の方法で計算した金額のことをいいます。
- ②「積立利率」とは、積立利率変動型積立保険特約の資産の運用実績および前々月の市中金利の動向を勘案して算出される利率のことをいい、月単位の保険料の払込期日当日ごとに見直されます。ただし、申込書に記載された最低保証利率を下回ることはありません。
 ※払い込みいただいた積立利率変動型積立保険特約の保険料から、交通事故等による死亡補償に必要な金額等を控除しますので、積立金は払込保険料を下回ることがあります。

(注2) ご契約内容によっては、最終回等の保険料の払込みを停止し、満期返れい金より差し引かせていただくことがあります。

(注3) ご契約者が法人の場合はセットできません。

(4) 引受条件(保険金額等)

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。また、お客様の保険金額については、申込書をご確認ください。

- ①保険金額は被保険者の年齢・年収等に照らして適切な金額となるようご設定ください。
- ②保険金額は、補償項目によってそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限または保険金額が定められることがあります。
- ③保険金額は、同種の危険を補償する他の保険契約等の保険金額との合算により、制限させていただくことがあります。
- ④積立利率変動型積立保険特約をセットされる場合で、次のいずれかに該当するときは、交通事故傷害死亡保険金の保険金額は、死亡を補償する他の保険契約等と合算して1,000万円が限度となります。
 ・満15歳未満の方を被保険者とする場合
 ・ご契約者と被保険者が異なる場合

3 保険期間(保険のご契約期間)

健康総合保険の保険期間は次のとおりです。また、お客様の保険期間については、申込書をご確認ください。

| 特約名 | 保険期間 |
|--------------------|--|
| 医療補償特約(H22)(注1) | 終身(被保険者が死亡される時まで) |
| 先進医療費用補償特約(A)(H22) | 5年間(自動継続)(注2) |
| 積立利率変動型積立保険特約 | 10年間以上、かつ特約保険期間満了時の被保険者の年齢が80歳以下(注3)で設定できます。 |

(注1) 前記「2 補償の内容等」の表中で「入院・手術」に該当する特約を含みます。

(注2) 自動継続のお取扱い、後記「7 先進医療費用補償特約(A)(H22)をセットされる場合」をご確認ください。

(注3) 医療補償特約(H22)の払込期間が短期払の場合は、払込年齢以下で設定してください。

2 保険料

保険料は、保険金額、被保険者の年齢等により決まります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。また、お客様の保険料については、申込書をご確認ください。

3 保険料の払込方法等

1 保険料の払込方法

(1) 払込期間および払込方法

保険料の払込期間および払込方法は、特約ごとに次のとおりです。

| 特約名 | 払込期間 | 払込方法 |
|--|---------------|---------------------------|
| 医療補償特約(H22) 前記『2 補償の内容等』の表中で「入院・手術」に該当する特約等を含みます。 | 終身払 短期払 | 年払、半年払、 月払、 団体扱、集団扱 |
| 先進医療費用補償特約(A)(H22) | 特約保険期間と 同一 | |
| 積立利率変動型積立保険特約 | | |

- ※1 半年払、月払、団体扱または集団扱の場合、年払に比べて保険料が割増となります。
- ※2 積立利率変動型積立保険特約をセットされる場合は、年払および半年払はお選びいただけません。
- ※3 団体扱または集団扱でご契約の場合、ご契約者が退職・脱退されたり、所属されている企業・団体等での弊社のご契約者数が10名未満になったときは、払込方法が変更され、保険料が割増となることがあります。

(2) 払込期間について

上記(1)に記載の「払込期間」の内容は、それぞれ次のとおりです。

| | |
|-----|---|
| 終身払 | 終身(被保険者が死亡される時まで)にわたって保険料を払い込みいただく方法をいいます。 |
| 短期払 | 保険期間よりも短い期間内で保険料を払い込みいただく方法をいいます。払込期間10年間以上の年単位、かつ払済年齢(注)を60歳、65歳または70歳のいずれかにして設定できます。 (注)払込期間満了日の被保険者の年齢をいいます。なお、払込期間満了日は被保険者の誕生日ではありません。 ※低解約返れい金特約(医療補償特約用)が自動的にセットされます。 |

(3) 払込方式

保険料の払込みは、「口座振替方式」となります。

- ※1 団体扱・集団扱は特約で定める払込方式となります。
- ※2 弊社所定のクレジットカードに限り、「クレジットカード払方式」とすることができます(月払のみのお取り扱いとなります)。ただし、積立利率変動型積立保険特約をセットしたご契約の場合はお選びいただけません。

2 保険料の払込免除

次の特約がセットされたご契約については、被保険者が「保険料払込の免除事由」に該当した場合に、保険料の払込みが免除されます。詳細は普通保険約款・特約集でご確認ください。

| 特約名 | 保険料の払込みを免除する主な場合 (保険料払込の免除事由) |
|---|---|
| 高度障害等による保険料の払込免除に関する特約(H22) | 「ケガ」もしくは「病気」により所定の高度障害状態、または「ケガ」により所定の身体障害の状態になった場合 |
| 三大疾病による保険料の払込免除に関する特約(H22) | がん(注1)(注2)・急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、所定の条件を満たした場合 |
| 免除となる保険料 | |
| 「保険料払込の免除事由」が発生した日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込みいただくべき医療特約保険料 | |

- (注1) 「上皮内がん」、「悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含みません。
- (注2) 保険期間開始日からその日を含めて90日を経過した日より前にがんと診断確定された場合は、保険料の払込みを免除することはできません。

4 団体扱・集団扱のご契約について

団体扱または集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者および被保険者が下表に該当する場合に限ります。

| 団体扱の場合 | |
|--------|---|
| ご契約者 | 団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職された方 等 |
| 被保険者 | ①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族 |
| 集団扱の場合 | |
| ご契約者 | ①集団の所属員(次のa.～c.のいずれか) a. 集団の構成員(法人・個人を問いません。) b. 集団に勤務する方(役員・従業員等) c. 集団の構成員の事業所に勤務する方(役員・従業員等) ②集団自身 |
| 被保険者 | ①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族 ⑤ご契約者の役員・従業員(ご契約者が法人・個人事業主の場合) |

なお、保険期間の途中でご契約者が上表に該当しなくなった場合は、その保険年度の残りの保険料を一括して払い込みいただきます。また、翌保険年度以降については、払込方法が変更され、保険料が割増となることがあります。

5 満期返れい金・契約者配当金

- (1) 積立利率変動型積立保険特約をセットしたご契約の場合で、特約保険期間が満了したときには、満了日における積立金を満期返れい金として、満了日の翌営業日以降に、ご指定の口座にお振込みいたします。なお、毎月積立利率の見直しを行うため、契約者配当金はありません。
- (2) 交通事故傷害死亡保険金をお支払いした場合は、積立利率変動型積立保険特約は終了し、満期返れい金のお支払いはありません。

6 解約返れい金の有無

保険料払込期間中にご契約を解約された場合、返れい金はありません。

ただし、積立利率変動型積立保険特約をセットしたご契約の場合は、所定の方法で計算した額を返れい金としてお支払いします。詳細は、『Ⅱ 注意喚起情報のご説明 10 解約と解約返れい金』をご確認ください。

7 先進医療費用補償特約(A)(H22)をセットされる場合

- (1) ご契約者から特約保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申し出がない限り、先進医療費用補償特約(A)(H22)は、特約保険期間満了日に、同一の特約保険期間・保険金額で自動的に継続します。ただし、次の場合はこの特約の自動継続はお取り扱いできません。

・継続後の特約保険期間満了日における被保険者の年齢が満90歳を超える場合
・継続時に弊社が同一の内容の特約を取り扱っていない場合 など

- ※継続後の保険料は、継続時における被保険者の年齢および保険料率等により計算した額となりますので、継続前の保険料とは異なることがあります。
- (2) 払込期間が「短期払」の場合、払込期間満了日以降のこの特約の払込方法は「年払」となります。
 - (3) 特約保険期間中、法令等の改正による公的医療保険制度の改正または医療環境もしくは医療技術の変化があった場合で、弊社が特に必要と認めるときには、主務官庁の認可を得て、この特約を公的医療保険制度の改正または医療環境等の変化に適した内容に変更することがあります。
 - ※1 この場合、この特約を変更する日の原則30日前までにご契約者あてにご案内させていただきます。
 - ※2 特約保険期間中にこの特約の保険料は変更しません。

II 注意喚起情報のご説明

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください
いただきたい事項を、この「注意喚起情報のご説明」に記載しています。

1 クーリングオフ説明書 (ご契約のお申込みの撤回等について)

ご契約者が個人の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

1 クーリングオフができる期間

ご契約を申し込まれた日(注)、または本書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフをすることができます。

(注) 告知書のご回答が「はい」となり、「詳細記入欄」にご記入された場合は、弊社が提示した引受条件承諾書の承諾日となります。

2 クーリングオフのお申し出方法

上記『1 クーリングオフができる期間』の期間内(8日以内の消印のみ有効)に、弊社宛て(下記 **あて先** 参照)に必ず郵便にてご通知ください。

※1 ご契約を取り扱った代理店・扱者では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできません。

※2 既に支払事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出された場合は、クーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

3 払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをされた場合には、既に払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、弊社および代理店・扱者は、クーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフをされた場合は、保険期間の開始日(注)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でご負担いただく場合があります。

(注) 保険期間の開始日以降に保険料を払い込みいただいた場合は、弊社が保険料を受領した日となります。

4 クーリングオフができないご契約

次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・ 質権が設定されたご契約(保険料ローンを利用した積立保険等)
- ・ 自動的に継続となったご契約
- ・ 保険金または満期返れ金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ・ 通信販売に関する特約に基づき申し込まれたご契約(インターネットのウェブサイト方式により申し込まれたご契約を含みません。)
- ・ 第三者の担保に供されているご契約
- ・ 特約の中途付帯等、既契約の内容変更の場合 など

5 ご通知いただく事項

クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

- (1) ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- (2) ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
- (3) ご契約を申し込まれた年月日
- (4) ご契約を申し込まれた保険の次の事項
 - ① 保険種類(健康総合保険)
 - ② 領収証番号または証券番号
 - ③ ご契約を取り扱った代理店・扱者名
 - ④ ご契約の取扱店名

あて先 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
お客さまサービスセンター 行

2 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

1 告知の重要性

ご契約者または被保険者になる方には、申込書・告知書に記載された危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める下記『2 告知いただく事項』に掲げる項目(告知事項)について、ご契約時(または復活時)に事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。申込書および告知書のご記入内容に間違いがないか十分にご確認ください。下記『2』の告知事項について、ご記入がなかったり、ご記入内容が事実と異なる場合、保険金のお支払いや保険料の払込免除ができない場合がありますので、ご注意ください。

※下記『4 告知義務違反(注2)』も合わせてご確認ください。

2 告知いただく事項

申込書・告知書の次の事項が告知事項となります。

| ご記入される書面 | 告知事項 |
|------------|---|
| 申込書(◆印の項目) | 被保険者の年齢・生年月日・性別 被保険者が加入している他の保険契約等に関する事項 |
| 告知書 | 被保険者の職業・職種 健康状態に関する質問に対するご回答(詳細記入欄にご記入いただいた内容を含みます。) |

3 健康状態に関する告知について

(1) 健康状態に関する告知は、弊社が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。告知書の質問事項に対するご回答は、必ず被保険者ご本人(注)が、正確にご記入ください。なお、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、必ず告知書にご記入ください。

(注) 告知時における被保険者の年齢が満15歳未満の場合には、親権者のうちいずれかの方(または後見人の方)がお答えください。

(2) ケガや病気、入院・通院等の告知をされた場合、追加の詳しい告知として、「詳細記入欄」へのご記入が必要となる場合があります。ケガや病気の内容によっては、特定の病気・症状について補償の対象外とする条件をつけてお引受けする場合、またはご契約をお引受けできない場合があります。

なお、「詳細記入欄」にご記入いただいた場合、後日、弊社より引受条件についてご案内させていただきます。その内容について、ご契約者にご確認いただき、「引受条件承諾書」にご署名いただくまではご契約は成立しませんのでご注意ください。

4 告知義務違反

告知事項について、故意または重大な過失によりご記入いただけなかった場合や、ご記入いただいた事項が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことや、保険期間開始日(または復活日)から2年以内(注1)であれば、ご契約を解除させていただくことがあります。

告知義務違反としてご契約を解除した場合、支払事由または保険料払込の免除事由が発生していても保険金のお支払いや保険料の払込免除はできません(注2)。

(注1) 保険期間開始日(または復活日)から2年を経過していても、支払事由または保険料払込の免除事由が保険期間開始日(または復活日)から2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

(注2) 支払事由もしくは保険料払込の免除事由またはこれらの原因となった事由と、解除の原因となった事由に因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることや保険料の払込みを免除することがあります。

3 交通事故傷害死亡保険金受取人の指定

積立利率変動型積立保険特約をセットしたご契約について、交通事故傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が交通事故傷害死亡保険金受取人となります。また、交通事故傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

4 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

ご契約者または被保険者が住所または連絡先を変更された場合は、遅滞なく代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

5 重大事由による解除

保険金を支払わせること等を目的として支払事由または保険料払込の免除事由を発生させた場合、保険金の請求について詐欺を行った場合または複数の保険契約に加入されることで保険金額の合計が著しく高額となる場合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保険金のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

6 無効、取消し、終了

- 次の場合は、この保険契約または特約は無効となります。
 - ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約を締結した場合。この場合、既に払い込みいただいた保険料は返還しません。
 - ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、積立利率変動型積立保険特約をセットし、被保険者の法定相続人以外の方を交通事故傷害死亡保険金受取人とする場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。この場合、既に払い込みいただいたこの特約の保険料の全額を返還します。
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によってこの保険契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は返還しません。
- 次の場合、この保険契約または特約は終了となります。
 - 被保険者が死亡された場合、この保険契約は終了となります。この場合の返れい金については、後記『10 解約と解約返れい金』と同じ取扱いとなります。なお、被保険者が死亡された場合には、代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
 - 女性特定疾病追加入院保険金支払特約(H22)
女性特定疾病追加入院保険金をお支払いした日数が、1,095日に到達した場合。この場合、保険料払込期間中は、既に払い込みいただいた保険料は返還しません。(保険料払込期間終了後であれば、この特約部分の解約返れい金をお支払いします。)
 - 先進医療費用補償特約(A)(H22)
特約保険期間を通じた先進医療費用保険金の支払額の合計が、先進医療費用保険金額の5倍に相当する額になった場合。この場合、既に払い込みいただいた保険料は返還しません。

7 保険責任開始期

- 保険責任は、保険始期の午後4時(申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まりです。
- 保険料は、「保険料の口座振替に関する特約」等をセットした場合を除き、ご契約およびご契約の変更と同時に払い込みください。保険始期以降であっても、代理店・扱者または弊社が保険料を領収する前に発生したケガや病気については保険金をお支払いできません。
※「保険料の口座振替に関する特約」等をセットし、払込みが猶予されている場合は、ご契約手続き後、所定の払込期日までに払い込みください。

8 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険金をお支払いできない場合の詳細は、『I 契約概要のご説明』1 2 (1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合』または普通保険約款および各特約の「保険金をお支払いできない場合」に記載されておりますのでご確認ください。
- 特定疾病等補償対象外特約をセットしてご契約の場合、告知書または引受条件承諾書に記載された「疾病コード(または群コード)」に対応する病気・症状により、保険始期(または復活日)から所定の期間(補償対象外期間)内に発生した支払事由または保険料払込の免除事由については、補償の対象外となります。

9 保険料の払込猶予等の取扱い

1 保険料の払込猶予期間

第2回目以降の保険料は、保険証券に記載された払込期日までに払い込みください。なお、払込期日までに払込みがない場合の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末日(注)までとします。

(注) 口座振替(年払・半年払・月払)の場合において、保険料を払込期日までに払い込まなかったことについて、ご契約者に故意および重大な過失がなかったときには、払込期日の属する月の翌々月末日とします。

※口座振替の場合で、当月の振替ができなかったときは翌月に再度ご請求いたします。

2 ご契約の失効

(1) ご契約の失効について

第2回目以降の保険料が上記の払込猶予期間内に払い込まれなかった場合は、ご契約は払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。失効した後に支払事由または保険料払込の免除事由(これらの原因となった事由を含みます。)が発生した場合、保険金のお支払いや保険料の払込免除はできません。

(2) 積立利率変動型積立保険特約セットのご契約について

払込猶予期間内に保険料が払い込まれなかった場合、ご契約者からあらかじめ反対のお申し出がないかぎり、払込猶予期間の満了日に、自動的に積立利率変動型積立保険特約の積立金を取り崩して医療特約保険料の払込みに充当します。この場合、払込猶予期間の満了日を過ぎてご契約は失効しません。

ただし、払込猶予期間の満了日において、医療特約保険料に相当する額が積立利率変動型積立保険特約の積立金を上回る場合は、ご契約はその翌日から効力を失います。

3 ご契約の復活

ご契約が失効した日から起算して1年以内は、弊社の定める手続き(注1)を行うことにより、ご契約者はご契約の復活を請求することができます(注2)(注3)。なお、弊社がこれを承認した場合には、弊社の指定する日までに、未払込保険料を一括して払い込みいただけます。

(注1) ご契約を復活する場合には、告知書を再度ご提出いただけます。なお、告知いただいた内容により復活できない場合、または特定の病気・症状について補償の対象外とする条件をつけて復活する場合があります。

(注2) 積立利率変動型積立保険特約および失効した後に満了日を迎えた先進医療費用補償特約(A)(H22)の復活はできません。

(注3) ご契約の解約を請求された後は、復活を請求することはできません。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、代理店・扱者または弊社までお申し出ください。解約時の条件によって、返れい金は次のとおりとなります。(未払込保険料がある場合はご請求させていただくことがあります。)また、返れい金があっても、多くの場合は、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをぜひご確認ください。

1 医療補償部分(積立利率変動型積立保険特約以外)の返れい金

保険料払込期間中にご契約を解約された場合、返れい金はありません。

| 払込期間 | 保険料払込期間中 | 保険料払込期間終了後 |
|------|-------------|--|
| 終身払 | 返れい金はありません。 | — |
| 短期払 | 返れい金はありません。 | 所定の方法で計算した額を返れい金としてお支払いします。 ※低解約返れい金割合(30%)が適用されているため、返れい金の水準が抑制されています。 |

被保険者の死亡によりご契約が終了した場合も、上記と同じ取扱いとなります。

2 積立利率変動型積立保険特約の返れい金

| | |
|----------------------|---|
| 解約された場合 | 所定の方法で計算した額を返れい金としてお支払いします。 ※返れい金は、解約日における積立金から、経過期間と払込方法に応じた所定の額を控除するため、積立金と比べて少なくなります。 |
| 被保険者の死亡によりご契約が終了した場合 | 死亡時における積立金を返れい金としてお支払いします。 ※交通事故傷害死亡保険金をお支払いした場合には、返れい金はありません。 |

11 保険会社破綻時の取扱い(平成23年8月現在)

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金・満期返れい金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。

健康総合保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・満期返れい金・解約返れい金等は、次の割合まで補償されます。なお、破綻後に予定利率の変更が行われたときは、次の割合を下回ることがあります。

| | |
|-----------------------|----------|
| 満期返れい金、積立部分に係る解約返れい金等 | 80%まで |
| 上記以外の保険金、解約返れい金等 | 90%まで(注) |

(注) 保険期間が5年を超える場合等で主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については90%を下回る場合があります。

12 ご契約の乗換え

ご契約の乗換え(現在ご契約の医療保険契約を解約したうえで、新たなご契約に加入することをいいます。)の場合でも、ご契約時に健康状態等の告知事項について告知義務があります。また、次のような不利益が発生する可能性があることをご理解、ご了解いただいたうえで、ご契約の解約およびお申込みをお願いします。

- ①現在のご契約について
 - 解約による返れい金がないこと、または払い込みいただいた保険料よりも少なくなること。
- ②新たなご契約について
 - 被保険者になる方の健康状態によっては、特定の病気・症状について補償の対象外としてお引き受けする場合、またはご契約をお引き受けできない場合があること。
 - 新たなご契約については、現在のご契約と補償内容が異なる場合があること。
 - 現在のご契約で適用可能な割引(注)が適用できなくなること。

(注) 平成22年3月31日以前保険始期の健康総合保険契約の自動車保険契約者割引等をいいます。
- ③現在のご契約で保険金をお支払いできたケガや病気等についても、新たなご契約では、保険金をお支払いできない場合があること。
 - 新たなご契約の保険始期を起算として、補償対象外となる期間や告知義務違反に該当する場合の解除等が適用されること。
 - 新たなご契約の保険始期前に発生したケガや病気等については補償の対象外となること。

13 入院・手術等をされた場合の手続き

1 入院・手術等をされた場合の手続き

- (1) 入院・手術等をされた場合には、遅滞なく代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合には、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
※特約により、入院・手術をされなくても、保険金をお支払いできるものがあります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。
- (2) 先進医療費用補償特約(A)(H22)については、他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無により、弊社がお支払いするこの特約の保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

<弊社がお支払いする保険金の額>(注1)

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この特約の支払責任額(注2)をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、この特約の支払責任額(注2)を限度に、被保険者が負担さ

れた先進医療費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注1) お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

(注2) 他の保険契約等がないものとして算出したお支払いすべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、下表の書類のうち弊社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

| | |
|--|--|
| (1) 弊社所定の保険金請求書・保険料払込免除請求書 (個人情報取扱いに関する同意を含みます) | |
| (2) 弊社所定の入院状況報告書など | |
| (3) 保険金請求権をもつことの確認書類 | |
| 書類の例 | ・印鑑証明書、資格証明書 ・未成年者用念書 など ・戸籍謄本 ・委任状 <質権が設定されている場合> ・質権者への支払確認書 ・保険金支払指図書 など ・債務額現在高通知書 |
| (4) ケガや病気に関する保険金の支払いをご請求される場合に必要となる書類 | |
| ①支払事由の発生を示す書類 | |
| 書類の例 | ・弊社所定の診断書 ・死亡診断書または死体検案書 など ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) |
| ②保険金支払額の算出に必要な書類 | |
| 書類の例 | ・領収書 ・先進医療費用の支出を証する書類 など |
| ③その他の書類 | |
| 書類の例 | ・運転資格を証する書類(免許証) ・調査同意書(弊社が事故またはケガや病気などの調査を行うために必要な同意書) など |
| (5) 保険料の払込免除をご請求される場合に必要となる書類 | |
| 書類の例 | ・弊社所定の診断書 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) ・調査同意書(弊社が事故またはケガや病気などの調査を行うために必要な同意書) など |

3 保険金のお支払い時期

弊社は上記『2 保険金の支払請求時に必要となる書類等』に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。

4 保険金の代理請求

被保険者に、保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度(「代理請求制度」といいます。)があります。

- ・保険金等の請求を行う意思表示が困難であると弊社が認めた場合
 - ・弊社が認める病気等の告知を受けていない場合 など
- ※被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません。

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- ②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族

※被保険者の代理人からの保険金のご請求に対して弊社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受けたとしても、弊社は保険金をお支払いできません。

【代理請求制度の対象となる保険金等】

- 入院保険金(がんまたは三大疾病入院保険金および転入院時一時金を含みます)、手術保険金、入院時手術保険金、通院保険金、女性特定疾病追加入院保険金、三大疾病一時金、先進医療費用保険金 など

※保険料の払込免除に関する特約に定める保険料の払込免除は、ご契約者に保険料の払込免除を請求できない同様の事情がある場合にお取扱いします。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権および保険料の払込免除の請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権および保険料の払込免除の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

⚠️ その他ご注意いただきたいこと

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

保険料を払い込みいただきますと、「保険料の口座振替に関する特約」をセッとした場合、または払込方法が団体扱・集団扱である場合等を除き、弊社所定の保険料領収証がご契約者に発行されますので、お確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券がご契約者に届かない場合は、弊社までお問い合わせください。

2 ご契約者等の本人確認について

ご契約にあたっては、運転免許証や健康保険証等により、お客さまのお名前・生年月日およびご住所の確認をさせていただく場合がございます。その他、満期返れい金・解約返れい金のお受取り時等、お客さま(受取人の方)のお名前・生年月日およびご住所の確認をさせていただく場合がございます。

3 ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係るご契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は弊社にお問い合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、ご契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っております。

4 ご契約内容の確認訪問について

ご契約時に告知していただいた内容の確認のため、後日、弊社委託会社の担当者がお伺し、健康状態や職業等について確認させていただくことがあります。その際は、ご多用中ことに恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

5 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者がご契約者以外の方である場合において、次の①から⑤のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、ご契約者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合(注)
- ②次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として支払事由もしくはその原因となった事由を発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③他の保険契約等との重複により、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑤ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注)この場合、その被保険者は、弊社に対する通知をもってこの保険契約を解約することができます。その際は被保険者ご本人であることを証明する書類等をご提出いただきます。

税法上の取扱いについて(平成23年8月現在)

以下の内容は、今後の税制改正により変更となることがありますので、ご注意ください。

- 1 ご契約者が個人の場合、払い込みいただいた医療特約保険料のうち所定の金額については、税法上の生命保険料控除(注)の対象となります。(積立利率変動型積立保険特約保険料は、保険料控除の対象外となります。ただし、積立利率変動型積立保険特約の積立金を取り崩して他の特約保険料の払込みに充当した場合の取崩額については、保険料控除の対象となります。)

(注)平成24年1月1日以降、税制改正により生命保険料控除の区分が細分化されます。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

※保険証券下部の保険料控除証明書は、保険料控除の申告の際に必要となりますので、大切に保管ください。なお、翌年以降の保険料控除証明書はご契約者住所に郵送させていただきます。

- 2 ご契約者が個人の場合、「積立利率変動型積立保険特約」の満期返れい金、解約返れい金(一部解約返れい金を含みます。)および積立金自動取崩しにより他の特約保険料の払込みに充当した場合の取崩額は、「一時所得」となり、次の算式により計算された額が、他の所得と合算のうえ、総合課税されます。

※他に「一時所得」がある場合には、それらの一時所得も合算して下記の計算をします。

$$\text{課税対象額} = [\text{受取額(注1)} - (\text{既払込保険料総額(注2)} - \text{既に必要経費に算入した額(注3)}) - \text{特別控除額50万円}] \times \frac{1}{2}$$

(注1) 満期返れい金、解約返れい金および積立金自動取崩しにより他の特約保険料の払込みに充当した場合の取崩額をいいます。

(注2) 積立利率変動型積立保険特約の既払込保険料総額をいいます。

(注3) 一部解約もしくは積立金自動取崩しにより他の特約保険料の払込みに充当した際に、既に必要経費に算入した額をいいます。

- 3 同一のご契約者に対する1年間(1~12月)の満期返れい金、解約返れい金および積立金自動取崩しにより他の特約保険料の払込みに充当した場合の取崩額の合計が100万円を超える場合には、税務署に支払調書が提出されます。

＜お客さまに関する情報の取扱い＞

(1) お客さまの情報の利用目的について

お客さまからお預かりした情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

(2) お客さまからお預かりした情報は、下記の①~⑨の場合に提供または共同利用することがあります。

- ①個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
- ②利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
- ③商品・サービスのご提案を行うためにグループ会社と共同利用する場合

④保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するために損害保険会社等の間で共同利用する場合

⑤保険契約に関する事項について、(社)日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の間で共同利用する場合

⑥保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範囲において保険事故の関係者(当事者、医療機関等)に提供する場合

⑦再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

⑧医師等の第三者に対し、申込内容・告知内容・保険金請求内容に関する事実確認を行う場合

⑨グループ会社の保険引受けや保険金お支払いの可否の判断に資するためにグループ会社に提供する場合

(3) お客さまの情報の取得について

ご契約に関する保険引受けや保険金お支払いの可否を判断するために、グループ会社からその保有する個人情報を受けることがあります。

※詳しくは、弊社ホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。弊社までお問い合わせください。

(参考)補償の対象外となる疾病コード一覧表

特定の病気・症状について補償の対象外とする条件(特定疾病等補償対象外特約)をつけてお引き受けする場合、引受条件承諾書または告知書に記載の「疾病コード(または群コード)」に対応する補償の対象外となる病気・症状は下表のとおりです。「疾病コード(または群コード)」にかかわるあらゆる病気・症状が補償の対象外となりますので、ご注意ください。

| 群コード | 群 | 疾病コード | 補償の対象外となる病気・症状 |
|------|--------------------------|---------------|--|
| A0 | 循環器系 | A1 | 心筋こうそく、心臓弁膜症、心筋症、心不全、狭心症、先天性心臓病、不整脈、心室細動、冠不全、その他心臓の疾患 |
| | | A2 | 脳卒中(脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症)、その他脳血管疾患 |
| | | A3 | 高血圧症、低血圧症、動脈硬化症、動脈瘤、静脈瘤、その他循環器系の疾患(A1、A2を除く。) |
| B0 | 呼吸器系 | B1 | 肺がん、肺性心、肺結核、間質性肺炎、けい肺、じん肺、肺炎、肺化膿症(肺膿瘍)、胸膜炎(肋膜炎)、自然気胸、肺気腫、膿胸、肺こうそく、肺のう胞、その他肺の疾患 |
| | | B2 | 慢性気管支炎、気管支拡張症、ぜんそく、その他気管・気管支の疾患 |
| | | B3 | 慢性副鼻腔炎(蓄膿症)、その他鼻の疾患 |
| | | BA | 慢性副鼻腔炎(蓄膿症) |
| C0 | 消化器系 | B4 | 咽頭がん、咽頭炎、喉頭がん、喉頭炎、その他喉の疾患 |
| | | C1 | 食道がん、食道狭窄、胃がん、胃腸炎、胃かいよう、十二指腸かいよう、その他食道・胃・十二指腸の疾患 |
| | | C2 | 大腸がん、かいよう性大腸炎、クローン病、腹膜炎、大腸炎、腸閉塞(イレウス)、腸のかいよう、虫垂炎、痔、脱肛、鼠径ヘルニア、陰囊ヘルニア、大腿ヘルニア、その他小腸・大腸の疾患 |
| | | CA | 痔、脱肛 |
| | | CB | 鼠径ヘルニア、陰囊ヘルニア、大腿ヘルニア |
| | | C3 | 肝臓がん、食道静脈瘤、肝硬変、急性肝炎、慢性肝炎、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎、肝機能障害、黄だん、その他肝臓の疾患 |
| | | C4 | 胆がん、胆石、胆のう炎、その他胆のうの疾患 |
| C5 | すい臓がん、すい炎、その他すい臓の疾患 | | |
| D0 | 腎臓・泌尿器系・生殖器系 | C6 | 口内炎、口角炎、歯周困炎、歯肉炎、その他口腔・歯・歯の支持組織の疾患 |
| | | D1 | 腎臓がん、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症、ネフローゼ、腎性高血圧症、のう胞腎、腎結核、急性腎炎、腎う炎、膀胱炎、尿道炎、腎臓結石、尿路結石、尿管結石、膀胱結石、その他腎臓・泌尿器の疾患 |
| | | DA | 腎臓結石、尿路結石、尿管結石、膀胱結石 |
| | | D2 | 前立腺がん、前立腺炎、前立腺肥大症、その他男性器の疾患 |
| | | D3 | 子宮がん、子宮筋腫、子宮内膜症、子宮腺筋症、子宮頸管炎、子宮付属器炎、卵巣のう腫、その他女性器の疾患 |
| D4 | 乳がん、乳腺症、その他乳房の疾患 | | |
| DB | 乳腺症 | | |
| E0 | 内分泌・代謝系 | E1 | バセドウ病、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、その他甲状腺の疾患 |
| | | E2 | 糖尿病 |
| | | E3 | 高脂血症、高コレステロール血症 |
| | | E4 | 痛風、高尿酸血症 |
| F0 | 骨・筋肉系 | F1 | リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患)、こうげん病、脊椎カリエス、後縦靭帯骨化症、関節炎、骨髄炎、四十肩、五十肩、頸肩腕症候群、肩関節周囲炎、椎間板ヘルニア、腰痛、その他骨・筋肉系および結合組織の疾患 |
| | | FA | 関節炎、骨髄炎 |
| | | FB | 四十肩、五十肩、頸肩腕症候群、肩関節周囲炎 |
| | | FC | 椎間板ヘルニア、腰痛 |
| | | F2 | 引受条件承諾書記載の部位の外傷 |
| G0 | 感覚器(耳および眼)系 | G1 | 慢性中耳炎、中耳炎、メニエール病、めまい、その他耳(内耳・中耳・外耳・乳様突起)の疾患 |
| | | GA | 慢性中耳炎 |
| | | GB | メニエール病、めまい |
| G2 | 白内障、緑内障、網膜・角膜の病気、その他眼の疾患 | | |
| H0 | 神経系 | H1 | 脳炎、脳膜炎、髄膜炎、パーキンソン病、てんかん、その他中枢神経の疾患 |
| | | HA | てんかん |
| | | H2 | 神経炎、神経痛、筋ジストロフィー症、重症筋無力症、自律神経失調症、その他末梢神経の疾患 |
| HB | 自律神経失調症 | | |
| J0 | 妊娠・分娩 | J1 | 異常妊娠、帝王切開、その他の異常分娩(補償対象外期間1年間) |
| | | J2 | 異常妊娠、帝王切開、その他の異常分娩 |
| K0 | 感染症 | — | 梅毒、淋病、その他性病 |
| L0 | 皮膚・皮下組織 | — | 皮膚・皮下組織の疾患 |
| M0 | 血液・造血器 | M1 | 白血病、貧血、悪性貧血、その他血液・造血器の疾患 |
| | | MA | 悪性貧血 |
| N0 | 精神疾患 | — | 認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、躁うつ病、ストレス関連障害、睡眠障害、その他精神の疾患 |
| Z0 | その他 | Z0 | 引受条件承諾書記載の病気・症状 |
| Z1 | | 別紙明細書記載の病気・症状 | |